

「私のリビングウィル」運用基準

将来の意思決定能力の低下に備えて、今後の治療・療養について患者・家族とあらかじめ話し合うプロセスをアドバンス・ケア・プランニング（ACP）と呼び、平成30年10月には厚生労働省は「人生会議」という名称で一般普及活動を開始した。

尾北医師会管内の医療機関においては、患者本人とそのご家族等への啓発として「もしものことを考える 人生会議」という名称でのパンフレットを配置するとともに、「私のリビングウィル」の普及と提示後の活用についての運用基準を以下に示す。

1. 目的

患者本人の意思を尊重した終末期医療を提供することを目的とする。

医療の現場において、本人の意向や考え方を理解する対話に活用することができる。

医療機関同士の連携においてこの情報シートを活用することができる。

2. 用語の説明

1) アドバンス・ケア・プランニング（ACP）

将来の医療に関して、その人自身の価値観、人生のゴール、治療選考を誰かと理解し共有すること。自分で意思決定できない状態においては、代弁してくれる人を選び、準備することも含まれている。

2) リビングウィル

もしものことを考えて、自分の医療に対する考えを事前に書面に残しておくこと。「生前に発効される遺書」ともいわれている。「私のリビングウィル」は延命措置に関する意思表示を含む。これらを決めるタイミングとしては、本来、健康状態が安定しているときが好ましい。がんの診断時、積極的治療中は好ましくないとされている。「私のリビングウィル」は、定期的に見直すことが重要であり、その都度家族や医療者と話し合い、記載を行い、最終的には医療者と共有することが大切である。

3) 救命医療と延命措置

①救命医療

回復の見込みがあるときに生命を救うための処置として人工呼吸器の装着、心臓マッサージなどを行うことをいい、延命処置とは異なる。回復の見込みがある救命医療に関しては、医療者の判断で実施する。

②延命措置

回復の見込みがなく、死が迫っている患者の生命を少しでも延ばすための処置として、人工呼吸器の装着、心臓マッサージ、昇圧剤の使用などを行うことをいい、救命医療とは異なる。

3. 運用方法

- 書面で意思表示しておくことは本人の自由であり、強制的なものではない。
- パンフレットの中の連絡先等は各医療機関で記入し使用する
- 配置場所や周知方法は、医療機関内で検討する。
- このパンフレットを読み「私のリビングウィル」書類を作成したいと考えた患者本人または住民自身が自主的に行動することにより運用が開始される。
- 患者本人が希望する医療処置を、本人・家族あるいは代弁者が「私のリビングウィル」に記入し、職員提出時に、対応可能な医療者が、改めて患者の意向を確認する。
署名した「私のリビングウィル」用紙を医療機関内で共有することで、本人の事前意思をいつでも確認できるようにする。また、医療機関の変更（紹介・転院など）の場合も、医療情報だけでなく、患者本人の情報の一つとして連携時に活用する。

1) 配布物：データ

- ・パンフレット「もしものことを考える 人生会議」
- ・私のリビングウィル

2) 配布対象

来院者

3) 配布・周知方法

各医療機関で決める

4) 活用方法

- ①パンフレットを読み、「私のリビングウィル」を作成しようと考えた本人は、以下の内容の中で自分の考えに最も近いものを選択して自分自身が○を付け、署名する。

1. 人工呼吸器や心臓マッサージなど生命を維持できるように最大限の治療を希望します
2. 人工呼吸器や心臓マッサージなど生命を維持できるように最大限の治療を希望しません
 - ①高カロリー輸液（ゆえぎ）や胃瘻（いろう）などによる継続的な栄養補給を希望します
 - ②継続的な栄養補給は希望しないが、点滴などによる水分補給は希望します
 - ③点滴などによる水分補給も行わないことを希望します
 - ④自分では決められないので、上記のどれにするかを○○の判断に委ねます
 - ⑤その他

- ②患者の家族あるいは、それ以外の自身に代わって治療をどうするか代弁してくれる人（代弁者）に自分の意思を患者自身が伝え、同意を得て、署名をもらう。

代弁者は、通常は家族など近い人だが、誰が相当するかは患者の意向による。
患者の理解者、援助者として一緒に「私のリビングウィル」を考えていける人、患者ならこう考えるだろうと“推定できる”人が適任である。
対象となる代弁者となりえる人がいない場合は、空欄となる。

③職員に「私のリビングウィル」を提出する。職員は、対応可能な医療者につなぐ。

④対応可能な医療者は、本人が意思決定できる能力があるかの判断、ならびに、患者本人の意思であるか、家族または代弁者と意見の相違がないかを判断する。

⑤提出された「私のリビングウィル」について、医療者は患者に（必要により家族または代弁者同席の上）、以下のことを確認する。

- ・「リビングウィル」とは、回復が見込めない状態で自分の意思を表示できないときに延命措置をどうしたいかという意思を生前に書面で表しておくこと
- ・書面で意思表示しておくことは本人の自由であり、強制的なものではないこと
- ・家族などの意見によるのではなく自分自身の意思で決定すること
- ・自分の考えと最も同じと思われる項目 1 か所に○を付けていること（複数個所になっていないか）
- ・何度でも書き直すことができ、自身が書類を所持するとともに、当院の患者の場合は、最新のものが本院の電子カルテに保存されること
- ・自院の患者でない場合は、その他の医療者、家族がいる場合は家族と共有し保管しておくよう助言する。

- ・意識がないときなど患者自身の判断ができなくなったときに、家族や医療者が勝手に内容を変更できないこと
- ・「私のリビングウィル」は回復が望めない状態のときにのみ有効で、回復が見込める緊急事態が発生した時に命を救うために行う心肺蘇生などには無効で、適切な救命医療が行われること
- ・治療や回復が見込めない場合であっても、「私のリビングウィル」の内容如何にかかわらず、適切な医療や痛み等の症状を和らげるための緩和医療は、必ず行われること

⑥患者の意思を確認できた場合は、医療者 1 名が署名する。

「私のリビングウィル」に署名できる医療者は以下の内容を理解して対応する

<理解しておくべき内容>

- ・「私のリビングウィル」を理解していること
- ・「私のリビングウィル」の内容、医療用語の質問があった際に説明できること
- ・患者、家族（代弁者）の誤解の修正ができること
- ・患者の考え方を整理できること
- ・患者と家族（代理意思決定者）との意見に相違があった際にまとめることができること

6) その他注意事項

*必要に応じて医療機関内で定めておく